

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年6月25日 12時00分ごろ
発生場所	茨城県神栖市波崎海岸沖 波崎港東防波堤灯台から真方位312°2.8海里付近 （概位 北緯35°47.5 東経140°48.2 ）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{オールド ボーイズ} OLD BOYSII は、漂流中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート OLD BOYSII、5トン未満（長さ7.14m） 235-24990千葉、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力136.80kW、回転数毎分3,600、6気筒、ボア92mm、使用燃料軽油、機関製造年月不詳、平成2年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、波崎海岸沖の釣り場に到着し、主機を中立運転として漂流中、主機が停止して始動できなくなった。</p> <p>同乗者の1人は、機関室で燃料系統を点検したところ、燃料フィルターの容器に水の混入を認めて船長に伝えた。</p> <p>船長は、錨を投入し、航行不能と判断して出航中の友人に救助の依頼を行った。</p> <p>本船は、錨泊していたものの、底質が砂であったので、十分な把駐力が発揮できずに西方へ圧流された後、砂浜に乗り揚げた状態となり、船長が上陸して118番通報を行った。</p> <p>本船は、FRP製で船体左舷側に容量約250の燃料油タンクがあり、同タンクには水を抜く構造がなく、船長は、本インシデントの約10年前に本船を購入して以降、燃料フィルターの点検及び水抜きを実施したことがなかったが、本インシデント後に燃料フィルターの水抜き及び同タンクに水抜き剤の投入を行ったところ、主機は正常に運転した。</p> <p>船長は、燃料タンクから燃料フィルターに水が混入し、同フィルタ</p>

	<p>ーに溜まった水が燃料系統に流れ出したことで、主機に燃料が十分に供給されなくなり、主機が停止して始動できなくなったのではないかと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、主機の取扱説明書を見たことがなく、燃料フィルターの点検及び同フィルター容器の底部にあるコックから水を抜く方法を知らなかった。</p> <p>主機の取扱説明書には、14日ごとに燃料フィルターの底部に溜まる水を抜くこと、200時間運転又は1年ごとに燃料フィルターを交換することが記載されている。</p>
分析	<p>本船は、約10年間燃料フィルターの点検及び水抜きが実施されていない中、主機を中立運転として漂泊中、燃料タンクから燃料フィルターに水が混入し、同フィルターに溜まった水が燃料系統に流れ出したことから、主機に燃料が十分に供給されなくなり、主機が停止して始動できなくなり、運転不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、約10年間燃料フィルターの点検及び水抜きが実施されていない中、主機を中立運転として漂泊中、燃料タンクから燃料フィルターに水が混入し、同フィルターに溜まった水が燃料系統に流れ出したため、主機に燃料が十分に供給されなくなり、主機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、出航前に燃料フィルターを点検し、水が溜まっている場合、水を抜いてから出航すること。 ・船長は、取扱説明書のメンテナンス方法及びスケジュールに記載された内容を把握し、実施すること。